

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 公共測量の終了(七件)……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………一
- 建築基準法による一団地の区域(二件)……………(都市整備局都市街地建築部建築指導課)……………二
- 建築基準法による道路位置の指定の取消し……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………三
- 建築基準法による道路位置の指定の取消し……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(同)……………四
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………五
- 特定非営利活動法人の認定……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………六
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………七
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………七

告示

●東京都告示第千四百二十八号
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、羽村市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
 平成二十九年九月十九日
 東京都知事 小池 百合子

一 測量施行者 羽村市
 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
 三 測量の区域 羽村市地内
 四 測量の期間 平成二十八年十二月一日から平成二十九年三月二十四日まで

●東京都告示第千四百二十九号
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、あきる野市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
 平成二十九年九月十九日
 東京都知事 小池 百合子

一 測量施行者 あきる野市
 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
 三 測量の区域 あきる野市地内
 四 測量の期間 平成二十八年十二月十日から平成二十九年三月二十四日まで

●東京都告示第千四百三十号
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に

において準用する同法第十四条第二項の規定により、瑞穂町長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
 平成二十九年九月十九日
 東京都知事 小池 百合子

一 測量施行者 瑞穂町
 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
 三 測量の区域 瑞穂町地内
 四 測量の期間 平成二十八年十二月二十六日から平成二十九年三月二十四日まで

●東京都告示第千四百三十一号
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、日の出町長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
 平成二十九年九月十九日
 東京都知事 小池 百合子

一 測量施行者 日の出町
 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
 三 測量の区域 日の出町地内
 四 測量の期間 平成二十八年十二月一日から平成二十九年三月二十四日まで

●東京都告示第千四百三十二号
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都第五建設事務所長から次のように測量を終了した旨通知が

あったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(道路台帳測量)
- 三 測量の区域 江東区東砂六丁目、東砂七丁目及び東砂八丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十九年一月十日から同年三月二十二日まで

●東京都告示第千四百三十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都西多摩建設事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 青梅市地内
- 四 測量の期間 平成二十九年一月三十日から同年三月三十一日まで

●東京都告示第千四百三十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省関東地方整備局相武国道事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 国土交通省関東地方整備局相武国道事務所
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量及び道路台帳補正測量)
- 三 測量の区域 八王子市地内
- 四 測量の期間 平成二十八年九月一日から平成二十九年三月十五日まで

●東京都告示第千四百三十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十九年九月十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番	認定年月日
世田谷区駒沢公園六百八十二番二、七百五十二番、七百六十一番、七百六十五番、七百六十六番、七百七十七番、七百七十九番から七百八十二番まで、七百八十四番一、同番二、七百八十七番一、同番二、七百九十九番一、同番二、八百七十一番二、八百六十五番三、八百九十六番、八百九十九番、八百九十九番一、九百四十三番一、九百四十四番、九百四十八番一、九百四十九番一、九百五十四番一、九百五十六番一、三千三百九十七番から三千四百番まで、三千四百一	平成二十九年八月三十一日

一、同番二、三千四百二番、三千四百五番四、三千四百二十番一、三千四百二十五番一、同番二、同番七、三千四百二十六番、三千四百二十八番、三千四百二十九番、三千四百三十一番から三千四百三十四番まで、三千四百三十六番から三千四百四十四番まで、同番二、同番三、三千四百四十二番一、同番二、三千四百四十三番、同番二、同番三、目黒区八雲五丁目千二百五十五番、千二百六十二番、千二百六十三番、千二百九十三番二、千三百番一並びに東が丘二丁目九番一から同番四までの各一部、同番五並びに千二百二十三番一及び同番二の各一部、千二百二十四番、千二百三十番、千二百三十四番から千二百三十七番まで、千二百三十八番一、千二百四十三番一、同番三、千三百一、同番三、同番四及び千三百五番二の一部

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千四百三十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十九年九月十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番	認定年月日
-----------	-------

杉並区方南二丁目四百五十九番一、平成二十九年九月四日
四百六十番一、同番二及び同番三の
一部

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第千四百三十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年九月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

取消しに係る道路の種類

取消年月日

取消しに係る道路の位置

取消しに係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条第一項第五号の規定による道路

平成二十九
年八月三十
一日

小金井市貫井
北町三丁目九
百九十九番六
及び同番八の
一部

延長
三五・〇〇
幅員
四・〇〇

●東京都告示第千四百三十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずること

とが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年九月十九日

東京都知事 小池 百合子

一 要措置区域 別図のとおり（世田谷区粕谷一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準

に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

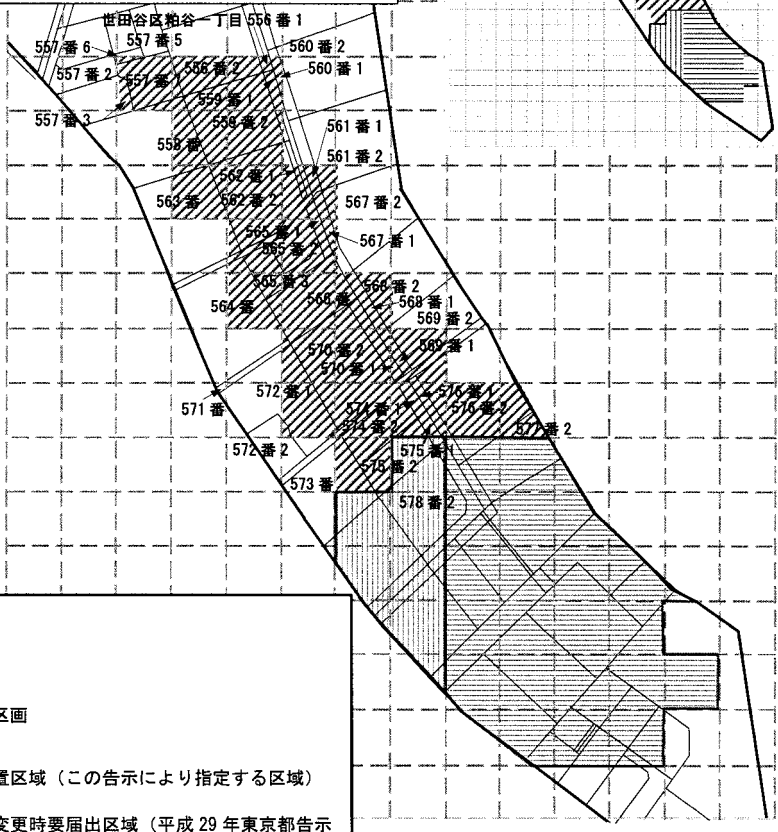
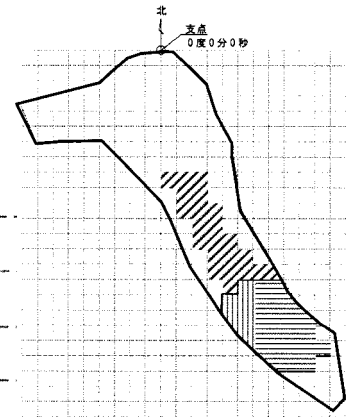
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別 図

【支 点】
 支点 X: -37530.912, Y: -19926.734
 ※支点の座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度】0度0分0秒
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



- 凡 例
- 敷地
 - - - 単位区画
 - 筆界
 - //// 要措置区域 (この告示により指定する区域)
 - ==== 形質変更時要届出区域 (平成29年東京都告示第916号により指定した区域)
 - ||||| 形質変更時要届出区域 (平成29年東京都告示第1064号により指定した区域)

●東京都告示第四百三十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第七百九十六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年九月十九日

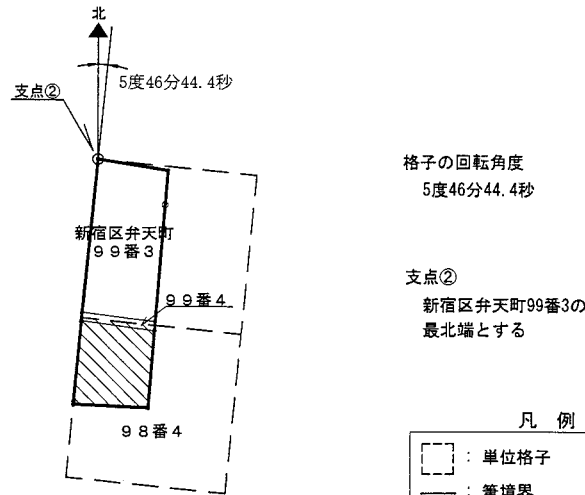
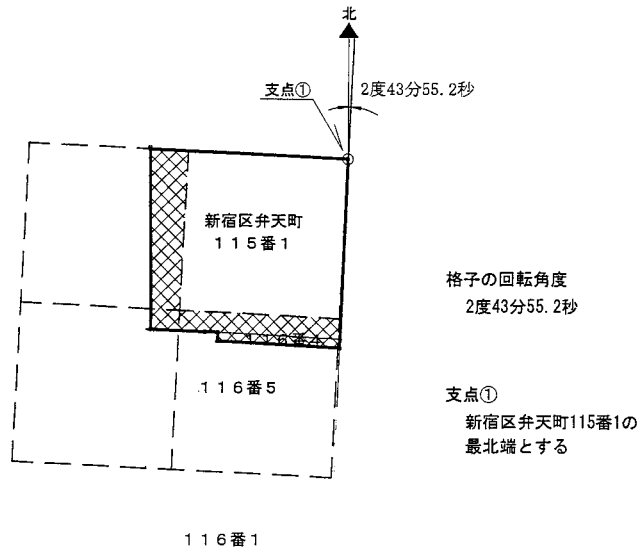
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(新宿区弁天町地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡例

	: 単性格子
	: 筆境界
	: 敷地境界
	: 指定を解除する区域
	: 形質変更時要届出区域 <small>(平成29年東京都告示第126号で指定された区域)</small>

●東京都告示第千四百四十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

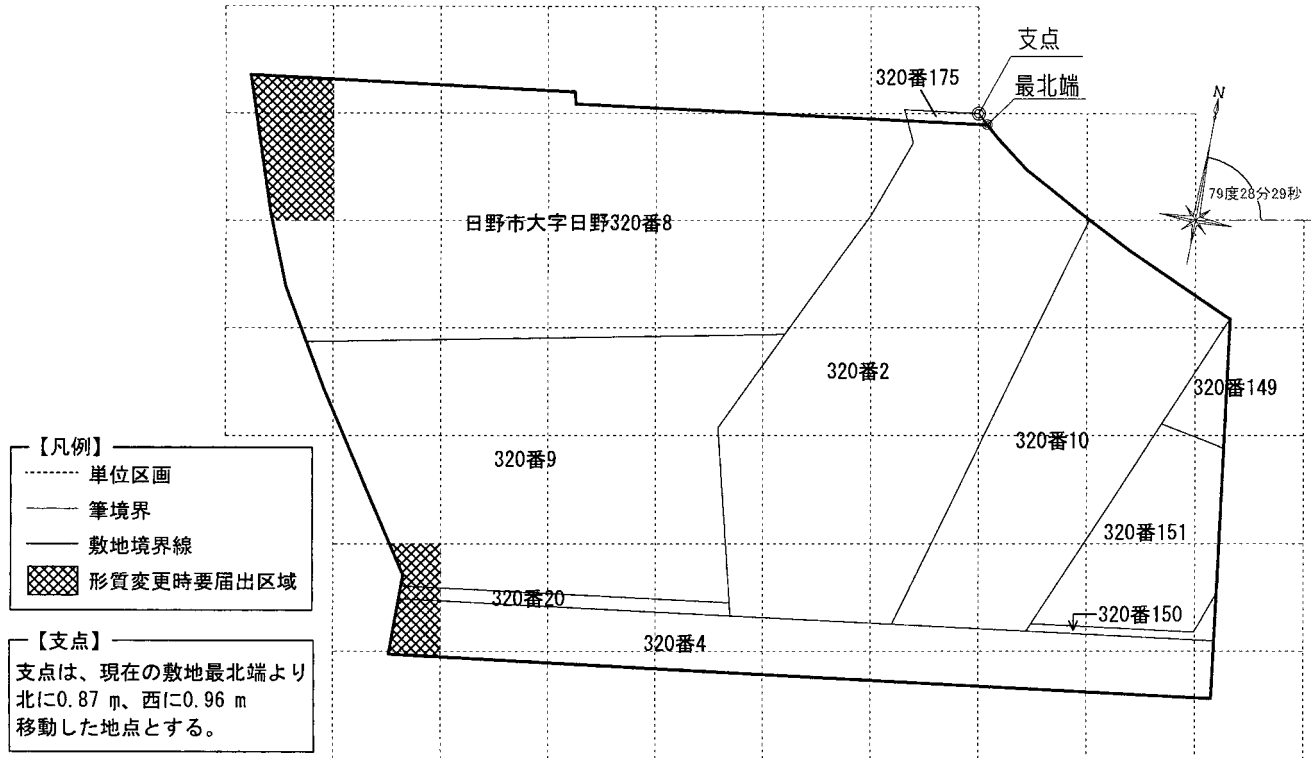
平成二十九年九月十九日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（日野市大字日野地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年九月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人トラッソス

二 代表者の氏名

江木 ひかり

三 主たる事務所の所在地

東京都江戸川区中央四丁目二十番十八号 米富ハイツ

一階

四 認定の有効期間

平成二十九年八月三日から平成三十四年八月二日まで

一 名称

特定非営利活動法人アニマルライツセンター

二 代表者の氏名

吉田 千尋

三 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区宇田川町十二番三号 ニュー渋谷コーポ

ラス一〇〇九

四 認定の有効期間

平成二十九年八月十八日から平成三十四年八月十七日まで

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年九月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

小金井市貫井北町三丁目九百 小金井市貫井北町三丁目三
九十一番十二、同番十二地先、十三番二十号
同番十五、九百九十九番一の
一部、同番三、同番四、同番
六、同番八及び同番九
本橋 隆

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店
舗の変更について届出があったので、同条第三項において
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団
体)にあっては団体名及びその代表者の氏名」「(二)住所(団
体)にあっては所在地」「(三)意見を述べる理由」を記載した書面を

添えて、平成二十九年九月十九日から四月以内に東京都産
業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)に到着するように提出してください。
平成二十九年九月十九日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名

上池台東急ストア

二 店舗所在地

大田区上池台五丁目二十三番五号

三 設置者名

三井住友信託銀行株式会社

四 設置者住所

千代田区丸の内一丁目四番一号

五 変更前の設置者の
代表者名

常陰 均

六 変更後の設置者の
代表者名

橋本 勝

七 変更前の小売業者
の氏名又は名称

株式会社東急ストアほか一名

八 変更後の小売業者
の氏名又は名称

株式会社東急ストアほか二名

九 変更を行った小売
業者の氏名又は名
称

株式会社東急ストア

十 変更前の小売業者
の代表者名

高橋 一郎(株式会社東急スト
ア)

十一 変更後の小売業
者の代表者名

須田 清(株式会社東急ストア)

十二 変更日

平成二十八年十月一日ほか

十三 届出日

平成二十九年八月十八日

十四 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業
振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)

十五 縦覧期間

平成二十九年九月十九日から平成
三十年一月十九日まで。ただし、
東京都の休日に関する条例(平成

十六 縦覧時間

元年東京都条例第十号)に定める
休日を除く。
午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

一 店舗名

クイーンズ伊勢丹杉並桃井店

二 店舗所在地

杉並区桃井三丁目十七番二十

三 設置者名

三井住友信託銀行株式会社

四 設置者住所

千代田区丸の内一丁目四番一号

五 変更前の設置者の
代表者名

常陰 均

六 変更後の設置者の
代表者名

橋本 勝

七 変更前の小売業者
の氏名又は名称

株式会社クイーンズ伊勢丹

八 変更後の小売業者
の氏名又は名称

株式会社三越伊勢丹フードサービ
スほか二名

九 変更日

平成二十八年十月一日ほか

十 届出日

平成二十九年八月十八日

十一 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業
振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)

十二 縦覧期間

平成二十九年九月十九日から平成
三十年一月十九日まで。ただし、
東京都の休日に関する条例(平成
元年東京都条例第十号)に定める
休日を除く。

十三 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

一 店舗名

フレーム神南坂

<p>一 店舗名</p> <p>渋谷フラッグ</p>	<p>二 店舗所在地 渋谷区神南一丁目十八番二号</p> <p>三 設置者名 三菱UFJ信託銀行株式会社</p> <p>四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番五号</p> <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 有限会社ウィーブトシほか五名</p> <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 有限会社ウィーブトシほか五名</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社上野商会ほか一名</p> <p>八 変更前の小売業者の住所 台東区上野六丁目十番十七号(株式会社上野商会)ほか</p> <p>九 変更後の小売業者の住所 渋谷区代々木二丁目二番一号(株式会社上野商会)ほか</p> <p>十 変更前の小売業者の代表者名 高橋 哲(栄光商事株式会社)</p> <p>十一 変更後の小売業者の代表者名 鹿子木 光(ジースタートリテイルジャパン株式会社)</p> <p>十二 変更日 平成二十七年十一月二日ほか</p> <p>十三 届出日 平成二十九年八月十八日</p> <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十五 縦覧期間 平成二十九年九月十九日から平成三十年一月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>二 店舗所在地 渋谷区宇田川町三十三番六号</p> <p>三 設置者名 みずほ信託銀行株式会社</p> <p>四 設置者住所 中央区八重洲一丁目二番一号</p> <p>五 変更前の店舗名 渋谷宇田川町計画</p> <p>六 変更後の店舗名 渋谷フラッグ</p> <p>七 変更前の設置者の代表者名 中野 武夫</p> <p>八 変更後の設置者の代表者名 飯盛 徹夫</p> <p>九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 H & M H e n n e s & M a u r i t z J a p a n k k エイチ・アンド・エム ヘネス・アンド・マウリッツ・ジャパン株式会社</p> <p>十 変更前の小売業者の代表者名 クリステイン・エドマン</p> <p>十一 変更後の小売業者の代表者名 ルーカス・セイファート</p> <p>十二 変更日 平成二十九年四月三日ほか</p> <p>十三 届出日 平成二十九年八月三十日</p> <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十五 縦覧期間 平成二十九年九月十九日から平成三十年一月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 一筒月 三〇円 六、六〇〇円 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

